

アプリからの口座開設に係る特約

多摩信用金庫

1. 概要

- (1) この特約は「しんきん口座開設アプリ」（以下「口座開設アプリ」という。）から開設した多摩信用金庫（以下「当金庫」という。）の普通預金口座・総合口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は普通預金規定および総合口座取引規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては普通預金規定および総合口座取引規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定および総合口座取引規定に従います。

2. 預金契約の成立

口座開設アプリからの申込後、当金庫が同意し、所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、ICキャッシュカードまたは本人限定受取郵便（特定事項伝達型）で送付した口座番号通知カードが当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2023年11月現在)